

# 平成28年度 事業計画書

社会福祉をめぐる情勢

活動方針

地域福祉目標・推進目標と重要な活動項目

個別活動事業計画表

社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会

# 平成28年度事業計画

## 社会福祉をめぐる情勢

- 国の施策が「地域」に向けられ、人口減少社会が進行する中、安心して住み続けられる地域づくりやそのあり方が問われるようになってきました。とくに、暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域や家族、職場の支えあいの機能が弱まり、「無縁社会」という状況が一層進んでいます。また、ゴミ屋敷問題やひきこもり対策などに象徴されるように、格差社会の進行と合わせ、経済的困窮や社会的孤立による問題が拡大し、従来の福祉課題にとどまらない、様々な生活課題への対応が求められています。
- 国では、現在、社会保障推進プログラム法に基づく4分野（少子化対策、医療、介護、年金）の改革が進められていますが、切れ目なく全世代を対象とする社会保障制度の転換が必要です。
- 平成27年10月には、安倍首相がアベノミクスの「新3本の矢」として「強い経済」「子育て」「社会保障」を打ち出し「一億総活躍社会」に向けて、出生率を1.8にし、介護施設の増設等により「介護離職ゼロ」をめざしていくことが提起されました。
- 社会福祉法人の内部留保や他の経営主体とのイコールフィッティングに対する指摘を背景として進められてきた社会福祉法人制度改革では、「経営組織のガバナンスの強化」や「事業運営の透明性の向上」とともに「地域における公益的な取組を実施する責務」が位置づけられようとしており、そのコーディネート役としての社会福祉協議会への期待も高まっています。
- 一方で、地方から都市への若年層の流出や低出生率を要因として人口減少が今後とも進むことが予想されており、兵庫県では平成27年10月に、人口対策や地域の元気づくりを柱とした「地域創生戦略」が策定され、今後は地域の実情に応じた施策が具体化されていくこととなります。
- 高齢者分野では、社会制度改革の流れを受けて、在宅での介護サービスと連携しながら、地域での暮らしの継続を支援する「地域包括ケアシステム」の推進が掲げられ、平成27年4月施行の介護保険制度改正では、新しい地域支援事業の中に「新しい総合事業」が創設され、地域の支え合いによる生活支援サービスの体制整備が各市町村で進められることになりました。
- 子ども・子育て分野では、少子化が進む中で地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されており、各市町村においても地域子ども・子育て支援事業等が展開されています。
- 障がい者分野では、障がい者の地域移行が進められる中で、地域の中での受け皿づくりが依然として課題となっています。また、障がい者への差別的取り扱いと合理的配慮の不提供を禁止する障害者差別解消法が平成28年度から施行されます。

- 自然災害が全国で多発する中で、南海トラフ地震などの大規模災害も想定して、官民協働による災害時の支援体制の強化も喫緊の課題です。
- 宍粟市では、本年2月合併後初めて人口（住民基本台帳による）が、4万人を割り、「人口減少非常事態宣言」が発表されました。昨年の国勢調査の速報値においても、3万7,792人となり深刻な状況です。これと相まって、合併による財政支援措置が平成28年度から5年間で段階的に縮減され、平成33年度には、本来の交付税の算定となるとされており、健全で計画的な財政運営が求められています。
- 宍粟市の福祉分野では、平成27年4月1日から、生活困窮者自立支援法の施行による自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業を行うため、社会福祉課に自立相談支援員及び就労支援員等を配置し、相談支援の取り組みが行われています。
- 平成27年6月には、平成31年までの5年間の計画期間とする宍粟市の地域福祉推進の具体的な方針書としての「第2期地域福祉計画」が策定されました。計画では、高齢者が地域でできるだけ自立した生活が営まれるように、介護だけでなく、医療や予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供され、地域全体で出来る人が出来ることで支えていく仕組みを重層的に創り上げていくための「地域包括ケアシステム」の構築が重要課題に掲げてあります。
- 障がい者分野では、西播磨地域では初めてとなる「手話言語条例」が、平成28年3月11日、第68回宍粟市議会定例会において「宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例」として全会一致で可決されました。この条例は、手話が一つの言語であることを市民一人ひとりが認識し、手話の普及と手話を使いやすい環境づくりを推進し、聞こえない人と聞こえる人がお互いの個性や人格（言語や文化、考え方）を尊重し、安心して暮らすことできる宍粟市を目指して制定されたものです。
- 宍粟市地域公共交通再編計画に基づき、昨年11月から市内全自治会を隈なく走る小型バスが運行され、200円で市内すべての地域に行けることとなりました。これに伴い外出支援サービス事業は、制度の見直しが行われ、利用者は、原則、重度の障がい者など、一人では公共交通を利用することが出来ない方に限られることとなる一方、利用目的は、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援することに広がり、また、利用日は日曜、祝日、年末年始も可能で、利用時間も朝7時から夜9時まで広がりました。
- これにより、本会の送迎サービスは、平成28年度から、福祉有償運送事業のみを実施することとし、利用対象者も外出支援サービス事業利用者と同様とすることとしました。
- このような情勢のもと、本会では、今年度から始まる「第3次地域福祉推進計画」の推進と宍粟市の第2期地域福祉計画の推進に向け、社協の立場を生かしながら、宍粟市内全域で地域福祉が息づく地域づくりを目指すため全力をあげます。

## 平成 28 年度の活動方針

「宍粟市社協第3次地域福祉推進計画」の策定が、本年6月に完了する予定です。今回の計画は、第2期宍粟市地域福祉計画の推進計画として、平成28年度から4年間の地域福祉活動の方向と社協の強化方策をまとめました。この第3次計画に基づき、第1年次の具体的事業に取り組みます。

### 1. 第3次計画の第1年次に取り組みます

第3次地域福祉推進計画は、平成28年度から31年度までの4か年計画です。その第1年次における具体的事業に取り組みます。あわせて、第3次計画の年次における進捗状況を検証・評価する「第3次地域福祉推進計画をすすめる会」を設置します。

### 2. 地域が元気になる支え合い活動（新しい地域支援事業）を推進します

宍粟市が実施する新しい地域支援事業について、地域福祉活動を推進してきた社協として「住民主体」の地域づくりに取り組むために、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）設置事業を受託し、行政と協働しながら生活支援サービスの提供体制整備に向けた取り組みを進めます。

### 3. 介護保険事業の経営改善に努めます

介護サービス事業の経営強化は宍粟市社協の経営そのものを左右する課題です。提供するサービスの質の向上や透明性を確保し、利用者やその家族に信頼される事業経営を図りながら、介護保険事業所の経営改善計画をつくり、効果的で効率的な介護事業所運営に努めます。

### 4. 新たな活動財源の確保と費用対効果を重視した社協活動見直しに努めます

日々の活動や業務の積み重ねが「社協の力」となり、ひいてはそれが社協の自主財源の確保につながります。地域住民に向けて社協活動を積極的に伝え、社協の理解者を増やす努力を続け、活動財源を確保するために取り組めるところから一つずつ実践します。

また、地域住民の視線に立ち、各種事業の費用対効果を精査しながら、効率的・効果的な社協活動の見直しに努めます。

### 5. 職員間のさらなる連携と職員研修の充実強化を図ります

制度の狭間や複合化した生活・福祉課題など、既存の福祉サービスでは対応が困難なケースに対し、コミュニティワーカーやケアワーカー、生活支援コーディネーター等が連携し、問題解決を図ります。さらに、職員間だけでなく行政、民生委員・児童委員、福祉委員、NPO等の連携と協働を進めます。同時に、職員の研修体制を充実強化し、職員の資質向上に向けた研修を実施します。

## ○地域福祉目標・推進目標と重要な活動項目

### 1．社協がめざす地域福祉目標

#### だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくり

「つながりふくしプラン」では、社協の使命と地域福祉の情勢を踏まえ、「だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくりー宍粟市での新しいつながりのカタチをつくるー」を本会がめざす地域福祉目標として定めました。「無縁社会」という言葉が表しているように、かつてない形で地域のつながりの希薄化や世帯の縮小化が進んでいます。

このような中、昨年4月に介護保険制度が改正され、要支援1・2の訪問介護と通所介護は、市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化されることになりました。さらには、特別養護老人ホームの新規入所者は原則、要介護3以上に限定されます。

また、今後、介護予防については1次予防事業と2次予防事業の垣根がなくなるなど、これからは地域で暮らし続けるための生活支援として、調理や買い物、掃除などの生活支援サービスの確保や介護予防をいかにして効率的なものにしていくのかが課題です。新しい地域支援事業では「新しい総合事業」と「生活支援サービス体制整備（包括的支援事業）」を地域福祉や地域づくりの視点からトータルにとらえることが必要です。

以上のことを踏まえ、「第2次地域福祉推進計画（5か年）」の最終年度として振り返りや課題整理、また、新たな生活・福祉課題を明らかにしながら、第2期宍粟市地域福祉計画（平成27年6月策定）と整合性を図り、「第3次地域福祉推進計画（4か年）」を策定します（6月策定予定）。この計画は、地域住民をはじめ、地域で活動するさまざまな団体・機関と連携・協働して、これからの宍粟市の地域福祉を推進していくための大切な計画です。今年度は、「第3次地域福祉推進計画」に基づき、以下の推進目標を掲げて取り組みを進めます。

### 2．推進目標と重要な活動項目

#### 1．いざという時困らない地域をつくる

##### 地域の見守り活動を進める

各自治会の福祉連絡会活動を支援するとともに、行政が進めている、企業や事

業者等の見守り活動とも連携を図ります。

認知症や障がい者の方、生きづらさを抱えている人など、地域の中で見守りや支援を必要とする人たちがそこに暮らせるよう見守り体制の構築を進めます。

### だれもが気軽に集える居場所をつくる

地域の中で社会参加することが介護予防につながるというように積極的にとらえ、高齢者の方たちが自分たちの思いを実現できる、集いの場や居場所づくりを進めます。

集いの場（サロン等）から出てくる住民の困りごとなどを、そこに暮らす人たちが自分の地域の課題として受け止め、向き合っていける地域づくりを目指します。

### 平時から災害への備えを進める

災害時において、地域での助け合い・支えあいは必要不可欠であり、平常時から災害に備えた避難体制や、要援護者への支援体制を意識した福祉活動に取り組みます。

行政と市社協との「災害時における宍粟市と社会福祉協議会のボランティア等に関する協定書」に基づき、市社協の役割を果たすために、事業継続計画（BCP）や災害救援ボランティア活動支援マニュアルを定期的に見直し、災害時に地域・行政・NPO団体・社協等が連携し救援活動に取り組めるよう、災害に備えた取り組みを進めます。

## 2．みんなで支え合えるつながりをつくる

### 地域が元気になる支え合い活動を進める

2015年度の介護保険制度改正における新しい地域支援事業を地域づくりとしてとらえ、生活支援コーディネーターの設置や協議体（話し合い・協議の場）の支援など、介護予防にとどまらず幅広い地域の実情に合わせた柔軟な地域づくりを進めていきます。

宍粟市においても集落機能が弱まり、地域に住み続けることの困難さが増してきた状況のもとで、不足する資源を集落のなかで住民の協力を得て確保する取り組みを進めます。

地域住民とのつながりや信頼を構築してきた市社協として、新しい視点に立った住民主体の地域づくりに取り組む必要があり、今までの経験を活かしたコーディネート機能を発揮しながら、地域が元気になるための支え合い活動を進めます。

### 地域福祉を進めるために地域をたがやす

子どもから大人まで、すべての人が地域の中で自らの果たす役割について、学校での体験学習をはじめ、自治会での住民学習会など、福祉への理解や関心を高める取り組みを進めます。

自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、女性会、老人会をはじめ、新たな地域活動の担い手として退職世代の人材を育成するなど、地域の中で福祉活動を進める理解者を増やすための取り組みを進めます。

### 行政や関係団体等とのネットワークを強化する

行政や関係団体と一体となって地域課題に取り組みながら、住民主体の地域づくりや地域包括ケアシステムの構築実現につながるよう、行政や関係団体とのネットワークの強化をさらに図ります。

関係団体や社会福祉法人等が情報交換できる場の調整や行政へのつなぎ役など、市社協が地域福祉の中間支援組織としての役割を果たします。

## 3．自分らしく生活できる仕組みをつくる

### SOSを見逃さない総合相談支援体制を強化する

介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援法の施行等により、様々な課題に対して包括的な相談支援体制の構築を目指します。

住民参加による小地域福祉活動を基盤に、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、NPO団体、ボランティア等との連携をさらに図ります。

潜在するニーズや住民レベルで支えきれない生活・福祉課題について、各専門相談機関の連携により、多様な生活・福祉課題を総合的に受け止められる相談支援体制（ワンストップ）の構築をめざします。

### 情報共有体制の充実をはかる

介護、福祉、結婚、法律等の様々な各相談に取り組んでいますが、今後は個別支援から地域全体を包括的に支援する体制の構築に向け、情報共有のあり方やルール化を協議していきます。

社協の職種間はもちろん、行政や地域包括支援センター等の関係機関や、自治会や民生委員・児童委員、福祉委員等が地域から課題を持ち込める場づくりを行います。

生活困窮やひきこもり、複合型問題世帯、高齢者や障がい者の方、社会的な孤立・排除の状態に陥りやすい人への支援へつながるよう、情報共有、情報提供の仕組みづくりを協議していきます。

広報紙やホームページ、支部かわら版、見守り活動やボランティアセンターのリーフレット、総合相談パンフレット等を活用しながら、さまざまな福祉情報を発信します。

### 総合的な権利擁護支援の仕組みをつくる

認知症高齢者の増加や精神障がい者の地域生活への移行が進められるなか、市社協が実施する日常生活自立支援事業の充実と推進体制の整備に努め、誰もが安心して地域で暮らせる受け皿づくりを進めます。

日常生活自立支援事業では対応できない部分については、成年後見制度につないでいく必要があります。市社協として、西播磨成年後見支援センターと連携して切れ目のない支援をしていくと共に、法人後見できる体制を整え、地域ぐるみの権利擁護支援の仕組みづくりを検討していきます。



## 4 . 社協を強くするための組織基盤をつくる

### 支部拠点活動の充実をはかる

宍粟市全域の地域福祉を推進しながら、地域の特性に合わせた地域福祉の推進に努めます。

4つの支部拠点活動の活性化を図るために「支部地域福祉推進委員会」において、それぞれの支部の情報発信や計画づくりを進めていきます。

ボランティア活動においても4つの支部が住民にとって身近な地域福祉の拠点となるよう、さらなる活動の充実を図ります。

### 地域福祉活動財源を確保する

地域福祉活動財源である社協会費や善意銀行預託金、赤い羽根共同募金は、年々減少している中、介護サービス事業も経営状況は厳しく、社協事業の適切な評価や経営効率を考える事業メニューの精査を行います。

中長期的な財政計画を策定し、公費財源や市社協の自主財源の確保方策について研究を進め、安定的な財政運営に努めていきます。

行政からの委託や補助事業等に対応できるよう、既存活動や推進体制の強化に努めます。

### 社協の組織と経営を強化する

住民や当事者の想いに寄り添い、エンパワメント（生きる力を湧き出す）できる職員の育成に取り組みます。

社協らしい地域生活支援ができるよう、職種間の連携を強めながらワンストップで支援を行えるような組織体制を構築し、社協経営の強化を図ります。

# 平成28年度個別活動事業計画表

第3次計画の推進事業  
継続事業で重点的事業

## 1. 法人運営事業

### 1) 法人運営事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	理事会の毎月開催	理事会を毎月開催し、社協の各事業が円滑に進むよう方針を協議する。	月1回
(2)	評議員会の開催	評議員会で、予算・決算、3次計画等の承認を行う	5・6・3月
(3)	監事監査の実施	監事監査で、財産や業務執行等の監査（半期、決算時）を行う	5月 11月
(4)	幹部会議・課長支部長会議の開催	支部・課ごとに取り組む事業について情報を共有するとともに、全体調整を行う	毎週1回 毎月1回
(5)	第3次地域福祉推進計画の承認	第3次地域福祉推進計画の策定作業を完了し、理事会、評議員会で承認を得る	5～6月
(6)	第3次地域福祉推進計画の周知	第3次地域福祉推進計画のダイジェスト版を作成し全戸に配布するとともに、民生委員・児童委員や福祉委員など関係者への周知を行う	通年 7月
(7)	善意銀行の積極的な寄付の推進（寄付文化の醸成）	地域福祉を推進するための財源となる「善意銀行へ預託する運動」を引き続き推進し、住民や事業所へ積極的に寄付の協力を呼びかける	通年
(8)	善意月間の推進	住民に「善意の日」の呼びかけを行うとともに、「善意の預託袋」を配布し協力を呼びかける	6月
(9)	社協一般会員の加入促進	自治会の協力により各戸に社協一般会員への加入を呼びかける 今年度は事前に連合自治会と協議し、自治会の負担を減らす方向で、善意の預託金と同時期に依頼を予定。	6月
(10)	新たな賛助会員の発掘	民生委員・児童委員、福祉委員など関係者へ協力を依頼するだけでなく、サービスの利用者や講座参加者等にも加入を呼びかける	1月～ 3月
(11)	地域福祉活動と連動した新たな募金方法の開拓	企業やNPO等と協働した新しい募金手法を開発し、募金の増額に取り組む	通年
(12)	新たな自主財源の確保	役職員業務研究会での研究成果などをもとに、HPや広報での広告収入等、自主財源の確保に取り組む	通年
(13)	社協会費のあり方の検討	社協の認知度や社協事業の理解度アップを図ることで会費納入への理解を高めるとともに、会費の納入方法の見直しを検討する	通年

(14)	市社協事業継続計画(BCP)の改訂	災害時対応訓練によりBCPの見直しを行うとともに、全職員にBCPの普及啓発を図り、災害発生時に社協の役割を果たせるよう備える	通年
(15)	社協広報紙の毎月発行	住民が主役の紙面づくりを目指し、社協の活動を積極的に紹介するとともに、善意銀行、共同募金等活動財源の確保にもつなげる	月1回
(16)	ホームページによる情報発信	社協活動やボランティア活動等様々な情報を発信するとともに、社協への意見や要望をホームページを通じ広く募集する	通年
(17)	社協新パンフレットの作成・活用	社協活動を紹介する新しいパンフレットを作成し、住民への社協の認知度を高める取り組みを進める	上半期
(18)	役職員業務研究会の実施	3次計画の重点事業を推進するため、理事と職員が一緒になり調査・研究に取り組む	通年
(19)	役員研修の実施	兵庫県社会福祉夏季大学や兵庫県社会福祉大会等へ参加し、社協役員としての知識を高める	8月・10月
(20)	支部地域福祉推進委員会の活性化	各支部の福祉活動について委員がそれぞれの立場で協議できる場をつくる	年3回
(21)	支部社協かわら版の発行	かわら版編集委員会で作成を進め、地域の特性に応じた福祉情報を発信する	年2回
(22)	支部推進活動計画の策定・推進	各支部で進める事業や取り組みについて、支部内の特徴や課題を整理し、支部の特徴を活かした計画づくりを行う	通年
(23)	職員育成を主眼にした人事考課の継続実施	部署目標や個人目標について中間の点検を行いながら、目標達成を目指すことで職員自身の成長や人材育成につなげる	通年
(24)	職員研修プログラムの立案	組織全体のスキルアップを図るため、職場研修体系に基づいたプログラムを立案し、職場内の教育・研修を進める	通年
(25)	職員内部研修の計画的な実施（OJTの推進）	社協全体や部門、部署ごとに立てた年度計画そって研修を行い、人材育成につなげる	通年
(26)	職員の外部研修への積極的参加	知識や技術の向上のため外部研修への参加を奨励し、人材育成につなげる	通年
(27)	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等専門資格取得の奨励	社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員等業務に必要な資格の取得を奨励する	通年
(28)	職種間連携会議の開催	地域福祉担当者や介護職員、生活支援コーディネーター等職種間の定期的な話し合いの場を設け、職員間の連携を図る	通年
(29)	社協内部での情報の一元化	支部ごとに管理している要援護者台帳について定期的な更新を図るとともに、統一したルールにより整理を行う	通年

(30)	情報のシステム化（電子個人カルテ）	相談活動の中で把握したり地域から寄せられた情報を個人ごとに整理するため、総合相談受付システムと連動した「電子個人カルテ（仮）」の導入を進める	通年
(31)	行政との情報管理のルール化	災害時など緊急時に備え、行政と社協で情報が共有できるよう情報管理のルール化に向けて検討や協議を進める	通年
(32)	健康福祉部との連携会議の開催	行政と社協活動の情報交換の場として毎月開催し、連携の強化を図る	月1回
(33)	市内の社会福祉法人連絡会の組織化	社会福祉法人制度の改正により義務化される社会福祉法人の地域貢献活動について、市内の他の社会福祉法人の連携して取り組むため組織化を図る	通年
(34)	保健・医療・福祉・介護に関する機関とのネットワークの強化	「地域ケア推進会議」や「医療と介護連携会議」など、市内の保健・医療・福祉・介護等分野を超えた連携をさらに深め、情報を共有する	通年
(35)	苦情解決体制の充実	寄せられた苦情は第三者委員会で報告するとともに、社協全体の課題として問題解決を目指す	通年
(36)	事業の改善提案制度の導入	役職員から事業や体制についての改善提案を受け付け、協議し、積極的に業務改善を進める	通年
(37)	第8回チャリティゴルフ大会の開催	善意銀行のPRと財源確保のため、市内ゴルフ場の協力によりチャリティゴルフ大会を開催する	7月
(38)	社協経営検討委員会の開催	社協の自立した事業経営を進めるため、人事管理、事業経営、財政運営全般にわたる状況を分析すると同時に、その課題を明らかにし、経営改善計画を策定する	通年
(39)	安全衛生委員会の開催	毎月安全衛生委員会を開催し、職員の健康管理や職場環境について協議し、安心して働ける職場づくりをめざす。コンプライアンスのために実施する	月1回
(40)	職員の健康管理と指導	職場内健診の結果により、産業医や衛生管理者による指導を行い職員の健康増進に努める	8月
(41)	職員のストレスチェックテストの実施	職員のストレス状況を把握するためストレスチェックテストを実施するほか、ストレス軽減のため研修会を実施する	8月 11月

## 2. 地域支援事業

### 1) 地域コミュニティ事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	福祉委員活動の手引き書の作成	福祉委員の役割や活動内容について分かりやすい手引き書を作成する	7月
(2)	福祉委員等の研修の場づくり	福祉委員等関係者が福祉活動の担い手となるよう行政と連携を図りながら研修を行う	7月
(3)	自治会福祉連絡会活動の強化 (地域見守り会議の設置)	福祉連絡会で見守りが必要な方の情報共有が図れる話し合いの場として「地域見守り会議」を定着させる	通年
(4)	地域内での要援護者台帳整備の推進	自治会内の福祉関係者が要援護者台帳の作成と共有が図れるよう支援する	通年
(5)	防災・福祉マップづくりの推進	福祉連絡会が主体となり防災福祉活動を進めるためのマップづくりを進める	通年
(6)	地域活動継続計画(DCP)の視点を入れた地域の福祉活動計画づくり	福祉連絡会での活動計画の中に、大規模災害が発生した際に助け合うための対応や方策をまとめたDCPの視点を入れた計画づくりを提案する	通年
(7)	ご近所ボランティア活動の推進	支援が必要な方の日常生活を近所同士で支え合う仕組みづくりを、福祉連絡会と協働で進める	通年
(8)	民生委員・児童委員との連携	日頃の民生委員活動と連携し見守りが必要な方の状況について社協へつないでもらえる関係を構築する	通年
(9)	行政・民間事業者等が進める見守り活動との連携	「宍粟市高齢者地域支え合い活動事業」等行政が進める民間事業者等との見守り活動との連携を図る	通年
(10)	制度の狭間にある課題への対応	制度の狭間や複数の生活・福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応が困難な事案の解決にむけて対応する	通年
(11)	集いの場や居場所づくりの推進	ふれあいサロンや喫茶活動、いきいき百歳体操等に参加するすべての人が、何かの役割を担えるような、集いの場や居場所づくりを進める	通年
(12)	ふれあいサロン・喫茶ボランティアの研修の場づくり	ふれあいサロンや喫茶活動の必要性やボランティアの役割等を学ぶ機会をつくる	9月
(13)	空き家・空き校舎(園舎)の地域づくりへの利活用の提案	地域の自主性を尊重し、空き家や空き校舎等を地域を活性化するための拠点として利用できるよう住民とともに考える	通年
(14)	集落福祉(集落再生と地域福祉の融合)の推進	宍粟市における集落福祉のあり方について集落再生のために必要な資源や仕組みを地域福祉の視点で考える	通年

(15)	地域活動リーダーの発掘と養成	福祉やまちづくりリーダーとして幅広い活動に取り組める人材を発掘する	通年
(16)	福祉出前講座プログラムの作成と開催	地域の見守り、認知症、障がい、防災など座談会・学習会等で活用できるプログラムを作成する	8月
(17)	住民福祉座談会への実施協力	地域や自治会等で開催される福祉座談会に役職員が出向き、課題や困りごとについて話し合う	通年
(18)	男性介護者の会への支援	男性介護者の会が主体的に運営を進めていけるよう継続的に支援する	通年
(19)	福祉団体への活動支援	次の福祉団体の事務局を担いそれぞれの団体（市・支部）の活動支援を行う 老人クラブ連合会・身体障害者福祉協会・婦人共励会・遺族会	通年
(20)	老人クラブ等高齢者の福祉活動への参加促進	老人クラブ等の元気高齢者が福祉活動に参加し協力できる機会をつくる	通年
(21)	ひきこもり者等が社会参加できる場づくり	行政が行う「ひきこもり相談支援連絡会」に市社協も参加し、ひきこもり支援について協働して取り組む	通年
(22)	在宅介護者のつどいの場づくり	在宅介護者の情報交換や介護の勉強会など場づくりの提供を行う	毎月1回
(23)	ひとり暮らし高齢者のつどいの場づくり	「ひとり暮らし高齢者のつどい」を開催し、協力団体等には活動助成を行う(歳末たすけあい募金配分金を活用)	通年
(24)	子育て中の親子のつどいの場づくり	子育てサロンなど地域の公民館等を活用したつどいの場を提供する	月1回
(25)	支部地域福祉推進委員と支部職員の協働による交流の場づくり (こころあったかカフェの実施)	地域のつながりを深める機会を作るため、千種地域福祉推進委員と支部職員が協働で交流の場を企画・運営する	年2回
(26)	こどもホームステイ事業の実施	児童養護施設の子どもたちが家庭の雰囲気を経験するためホームステイとして受入れる	7月
(27)	声の広報(朗読テープ・CDの配布等)の実施	ボランティアの協力により、声の広報(朗読テープ・CDの配布等)を作成し、障がい者等に配慮した情報の発信を行う	月1回
(28)	出前お達者クラブの実施	波賀北部域、小茅野等の中山間過疎集落に専門職が伺いお達者クラブを定期的の実施する	通年
(29)	買い物送迎バス「お出かけ号」の運行	出前お達者クラブでの活動メニューとして買い物支援を行う	通年
(30)	ふれあい郵便“あいめ～る”の実施	75歳以上のひとり暮らし高齢者にお便りボランティアと波賀民児協の協力により手紙を届ける	年9回
(31)	遊具・備品等の貸出	ふれあいサロンや地域のイベントなどで活用できる遊具等の貸出を行う	通年

(32)	福祉イベントの開催および地域で開催される行事への参加	行政等と協力し福祉まつり等イベントを実施するほか、地域で開催される行事へ参加し社協活動をPRする	通年
(33)	第6回宍粟市地域福祉のつどいの開催	宍粟市の地域福祉の取り組みや現状を報告し、市民の皆さんとこれからの地域福祉を考える	8月又は9月

## 2) ボランティアセンター運営事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	ボランティア活動のコーディネート	ボランティア活動の調整や、地域の多様な相談について助言を行う	通年
(2)	ボランティア活動グループ助成事業の実施	ボランティア活動グループ等への助成を行う	通年
(3)	ボランティアリーダー研修とグループ助成説明会の開催	ボランティア活動を推進するために、リーダーの研修会及び助成金の説明会を行う	5月
(4)	ひょうごボランタリー基金活動助成申請支援	ひょうごボランタリー基金活動助成の申請事務手続き等を支援する	7・8月
(5)	ボランティア災害共済加入手続き等支援	ボランティア災害共済への加入の手続き等を支援する	通年
(6)	ボランティアセンター運営委員会の開催	幅広い分野から市民参加を図るため運営委員会の設置を進め開催する	2回
(7)	ボランティアセンターの相談機能の充実	ボランティアコーディネート機能とともに、住民が気軽に相談できるボランティアセンター機能の充実を図る	通年
(8)	ボランティア連絡会への支援と連携（市・支部）	連絡会との協働により、ボランティア活動やイベント、行事等の充実を図る	通年
(9)	宍粟市福祉支援ネットワーク連絡会の活動強化	障がい者作業所やNPO等の福祉支援ネットワークを事務局として支援する	通年
(10)	企業団体等の社会貢献活動の推進	市内企業等の社会貢献活動を支援し活動を広める	通年
(11)	学校福祉学習プログラムの作成	学校と相談しながらの福祉学習で取り組めるプログラムを作成する	8月
(12)	トライやるウィークの受け入れ	社協の活動について学ぶ機会を提供する（対象：中学2年生）	6月
(13)	「ボランティアの日」の設定とその活動の強化	ボランティア活動の場を提供する「ボランティアの日」を設定し、広く市民にボランティア活動への参加を呼びかける	6月
(14)	障がい者のお出かけ支援ボランティアのスキルアップとグループ化	27年度に養成したボランティアのスキルアップとグループ化を図る	7月
(15)	サマーボランティア体験教室の開催	児童や生徒等を対象に夏休みを利用したボランティア教室を開催する	7・8月
(16)	退職世代のボランティア活動への参加促進	退職世代がボランティアに参加しやすい場をつくる（養成講座等の開催）	11月

(17)	災害救援ボランティア活動支援マニュアルの改訂	マニュアルの点検や見直しを継続的に行い、職員間での共有を図る	通年
(18)	災害ボランティアセンター設置訓練の実施	毎年テーマ（目標）を設定し、全職員対象に災害VC設置訓練を実施する	11月
(19)	災害救援機材や備品の計画的な備蓄	災害ボランティアセンターで必要とする機材や備品等を計画的に備蓄する	通年
(20)	災害ボランティア養成講座の実施	災害救援活動に協力せざる人材の確保に向けてボランティアを養成する	9月
(21)	災害ボランティアのネットワーク化	災害 養成講座受講者等でネットワーク化を図り、宍粟市の災害救援について一緒に考える	7月
(22)	災害救援基金の計画的な積立	災害救援等に活用するため、計画的な積立を行う（目標額1000万円）	通年
(23)	阪神淡路大震災と東日本大震災を風化させない取り組み	阪神淡路大震災1.17のつどいや東日本大震災3.11の追悼のつどいを市内で行う	1～3月
(24)	ひょうご安全の日のつどい事業への参加・協力	阪神淡路大震災を忘れないため1.17メモリアルウォークに参加する	1月
(25)	赤い羽根共同募金運動と歳末たすけあい運動への協力	宍粟市共同募金委員会の行う赤い羽根共同募金運動と歳末たすけあい運動期間中に市民に呼びかけ、募金ボランティア活動を行う	10～12月

### 3)一般募金配分金事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	小地域福祉活動助成事業の実施	「自治会福祉連絡会」が進める見守り活動への助成を行う	7月
(2)	地域ささえあい活動助成金の実施（公募配分）	住民による新しい地域づくりやつながりづくりの先駆的な活動を支援するため、公募により助成を行う	8月

### 4)歳末たすけあい配分金事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	歳末特別給食サービス・あったか灯油配達サービス（いずれか選択）の実施	サービスを希望するひとり暮らし高齢者に対し歳末の特別給食および灯油を配達する	12～1月
(2)	雪かきサービスの実施	ひとり暮らし・二人暮らし世帯に対し雪かきを支援する	12～3月
(3)	社協カレンダー配布サービスの実施	ひとり暮らし高齢者へ社協特製カレンダーを配布する	11月
(4)	サンタクロース派遣事業の実施	市内幼稚園・保育園等施設へサンタクロースを派遣する	12月
(5)	雪かきボランティアの募集・登録	豪雪時に備え、ひとり暮らし高齢者宅等の除雪作業を行う雪かきボランティアを募集する	11～3月
(6)	赤い羽根こども劇場の開催	こどもの健全な文化を育てる舞台芸術鑑賞の機会をつくる	12月



(7)	ひとり暮らし高齢者のつどいへの開催助成	ボランティア等が行う地域のひとり暮らし高齢者との交流事業に助成を行う	通年
(8)	作業所・保育所 地域協働交流事業助成の実施	作業所や保育所が地域と行う交流事業に助成を行う	8月
(9)	新入学児童ランドセル購入助成事業の実施	来春小学校へ入学する子どものいるひとり親家庭等に対し、ランドセル購入費用の一部を助成する	11～2月

### 5)敬老会事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	山崎支部敬老会への助成	山崎支部各地区敬老会への助成を行う	9月
(2)	一宮支部敬老会の実施	一宮支部敬老会を実施する	9月
(3)	波賀支部敬老会の実施	波賀支部敬老会を実施する	9月
(4)	千種支部敬老会の実施	千種支部敬老会を実施する	9月

## 3．生活支援事業

### 1)生活福祉資金貸付事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	生活福祉資金の貸付支援	生活福祉資金の貸付支援および償還の相談、指導を行う	通年
(2)	生活福祉資金貸付調査委員会の開催	生活福祉資金の貸付支援に関し、必要な場合は貸付調査委員会を開催する	通年

### 2)まごころ福祉資金貸付事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	まごころ福祉資金の貸付	まごころ福祉資金貸付を行うとともに、未償還者への慎重な調査および適切な指導を行う	通年
(2)	債権管理（貸付金回収管理等）の強化	まごころ福祉資金の債権管理を強化するとともに、長期に亘って償還がない方への督促や償還を促す対応を進め、償還が見込めない債権については、慎重な調査等を行い対応策を協議する	通年

### 3)日常生活自立支援事業（旧福祉サービス利用援助事業）

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	行政の関係部署との連携の強化	行政の関係部署が行う研修会や連絡会に積極的に関わりながら連携を図る	通年

(2)	西播磨成年後見支援センターとの連携	日常生活自立支援事業の利用者で成年後見制度が必要な状況になった時に円滑に利用につながられるよう西播磨成年後見支援センター（平成28年4月以降にたつの市社協に設置予定）との連携を図る	通年
(3)	日常生活自立支援事業の啓発と利用の推進	比較的軽度な認知症等により金銭管理等の支援が必要な高齢者が福祉サービスを利用できるよう制度の啓発と利用を進める	通年
(4)	生活支援員の登録の推進	日常生活自立支援事業の契約数増加への対応策も含め、生活支援員の登録を推進する	通年
(5)	法人後見が担える社協づくり	権利擁護事業、総合相談事業を踏まえた社協の法人後見について必要な体制づくりを検討する	通年
(6)	成年後見支援に関する職員のスキルアップ	市民後見人養成研修に担当職員が参加して権利擁護のスキルを身につけ市民に向けた制度の啓発に取り組む	通年
(7)	顧問弁護士の選定・契約	法人後見ができる社協をめざすためには社協の立場で相談できる顧問弁護士の選定や契約が必要であり契約の内容等について協議を進める	通年
(8)	障がい者の権利擁護を進める取組みの強化	障害者差別解消法が施行されそれに伴い相談支援事業所等と連携しながら障がい者の権利擁護を進める	通年

#### 4)福祉機器貸出介護用品あっせん事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	介護用品の斡旋	介護負担軽減のため、紙オムツ等介護用品の購入を斡旋する（一宮、波賀、千種） また「介護用品支給事業」指定販売店として登録し、対象世帯の支援を行う	通年
(2)	福祉機材の貸出	介護負担軽減のため、ギャッジベッドや車いす等福祉機材の貸出しを行う	通年

#### 5)宍粟市出会いサポートセンター事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	結婚相談員による結婚相談所の開設	宍粟防災センターに結婚相談所を開設し、結婚相談員が結婚に向けた相談支援を行う	月2回
(2)	各支部相談員会の開催	結婚相談員会を各支部定期的に開催し、支部間の情報交換を密にするために各支部合同の相談員会を開催する	通年
(3)	結婚相談員研修会の開催	結婚相談員の情報交換の場として研修会を開催する	年1回

(4)	宍粟市出会いサポートセンターの充実	団体会員・個人会員・協賛団体の加入を促進し、相談から成婚に至るまでの未婚者へのサポートを強化する	通年
(5)	センスアップセミナーの実施	個人会員を対象にしたセンスアップセミナーを実施する	年1回
(6)	出会いイベント交流会の開催	市内施設の活用や市外バスツアー等の出会いイベント交流会を開催する	年2回
(7)	結婚促進に向けた相談の展開	市内各種団体・グループ等が企画する交流会（婚活イベント等）への側面的な支援を行い、行政と情報共有しながら連携を図る	通年

## 6)総合相談事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	総合相談受付システムの有効活用	各職員が受けたさまざまな相談をシステムに入力し、相談内容の共有を図る	通年
(2)	無料弁護士相談の実施	専門的な相談の受け皿として、市社協が契約している弁護士による無料相談を実施し、日常生活の中での困りごとや悩みの解決を図る	年8回
(3)	生活困窮者への相談支援の充実	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援員や就労支援員等と協議の場をもち、市社協の役割を明確にしながら連携を進める	通年
(4)	暮らしの何でも相談所の開設	サロン等の公民館活動、NPO等が進める空き家や空き校舎等での拠点活動など様々な住民活動の場に相談窓口を設けニーズに対応する	通年
(5)	市社協が担う中間支援組織としての役割の充実	社会福祉施設、専門機関、NPO団体等からの相談に対応し、行政と地域の間にとって様々な活動をサポートできる市社協の役割を果たす	通年

## 7)通所型介護予防事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	介護予防普及啓発事業(1次予防事業)の受託運営	高齢者の閉じこもりなどによる生活機能の低下を防ぐことを目的に、市の委託を受けて、介護予防普及啓発事業(1次予防事業)に取り組む	通年
(2)	通所型介護予防事業(2次予防事業)の受託運営	高齢者の閉じこもりなどによる生活機能の低下を防ぐことを目的に、市の委託を受けて、通所型介護予防事業(2次予防事業)に取り組む	通年

## 8)配食サービス事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	配食サービス事業の実施	孤立になりがちな高齢者の定期的訪問や見守り活動と合わせ、介護予防の役割を持たせた事業を展開する	通年
		本部に栄養士を配置し、各支部の調理ボランティアへの助言や利用料の取りまとめ、利用申込みの調整等、コーディネート機能を果たす	通年
(2)	配食サービスの体制の改善	各支部の配食サービス事業の効率とサービスの向上を目指し体制を改善する	上半期
(3)	配食ボランティア活動マニュアルの作成	配食ボランティア活動時の緊急の場合に対応できるマニュアルをつくる	上半期
(4)	支部配食サービス運営委員会の開催	配食サービスの運営について必要に応じて各支部で委員会を開催する	通年
(5)	「食の生活支援パンフレット」の普及啓発	食生活支援パンフレットを活用し、食事サービスを必要とする高齢者等に対する支援を推進する	通年

## 9)生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター業務) 市受託事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	市社協としての新しい地域支援事業の取り組み強化	宍粟市が行う、介護予防・日常生活支援総合事業と、生活支援体制整備事業を行う予定であり、市社協も宍粟市の動向をみながら事業展開を図る	通年
(2)	住民主体の協議体づくりへの支援	宍粟市を中心に、住民や企業、専門職等の福祉の枠を超えた多職種間の定期的な情報共有や連携強化の場として、圏域ごと(1層、2層)に「協議体」が設置され、市社協では、協議体づくりが住民主体で取り組めるよう支援する	通年
(3)	生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置	宍粟市からの委託を受け、地域のささえあい活動を発掘したり、新たなささえあい活動の推進役を担う「生活支援コーディネーター」を第2層(保健福祉圏域)に配置します	通年
(4)	地域の社会資源の把握と資源開発	支え合い活動を進めるために、地域にある既存の社会資源(人・物・金・情報等)をしっかりと把握し、協議体等の協議を通じて、不足していることが明らかにされたサービスや住民主体の助け合い等について、サービス・資源の開発活動を行う	通年

(5)	生活支援サービスの開発（暮らしの助け合いサービス（仮称））	介護保険制度等の公的サービスだけでなく、個別ニーズに即した柔軟なサービスを、新しい総合事業の中で生活支援サービスとして生み出し（例：暮らしの助け合いサービス（仮称）など）、地域で要支援者を支援する新たな支え合いの仕組みとして充実を図る	通年
(6)	高齢者の生活支援にかかわる団体事業者等との連携、住民学習会の実施	生活支援体制の整備を図るため、団体事業者（NPO、社会福祉法人、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等）とのネットワークを構築する	通年
(7)	生活支援サービスの担い手育成や支援	サービス提供主体の活動が安定的に継続・発展できるように、生活支援サービスに係るボランティア等の担い手に対する養成研修やスキルアップの研修を計画し、活動が継続できる基盤整備を進める	通年
(8)	生活支援にかかるニーズとサービスのマッチング	地域の生活支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング（調整）を行い、生活支援体制の整備を図る	通年
(9)	地域包括支援センターとの連携（地域ケア個別会議への参加等）	地域包括支援センター主催の地域ケア個別会議に生活支援コーディネーターが参加し、個別ケースの検討を通じて地域課題の発見につなげる取り組みを進める	通年
(10)	生活支援コーディネーターのスキルアップを図るための外部研修への参加	生活支援コーディネーターの研修会等に積極的に参加し、専門職としてのスキルアップを図る	通年

#### 4．介護保険事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	地域全体での地域福祉と介護サービスの連携	社協内での連携に加え、地域全体での地域福祉と介護サービスの連携をすすめる	通年
(2)	重度者を支える専門性の向上と体制づくり	在宅での生活を支えるため、介護の専門性を高め、関係機関のネットワークづくりを進める	通年
(3)	介護経営の強化とサービスの質の向上	経営に関する情報を的確に把握・分析し、経営体制を強化する	通年
		研修体制を充実させ、福祉人材育成支援の取り組みを進める	通年
(4)	介護保険事業所の経営改善計画づくり	介護保険事業の収支状況を理事会で報告し、経営改善計画をいつまでに行うか、介護福祉課リーダー会議等で議論を進めながら樹立していきます	通年

(5)	介護福祉課リーダー会議の実施	各事業所（各部署）の状況を共有するとともに、サービスの質の向上や事業所経営の安定について協議する	月1回
(6)	保健・医療・福祉・介護に係る機関とのネットワークの強化（法人運営再掲）	「地域ケア推進会議」や「医療と保健福祉連携会議」など、市内の保健・医療・福祉・介護等分野を超えた連携をさらに深め、情報を共有する	通年

## 1)居宅介護支援事業やまさき・いちのみや・はが・ちくさ

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	居宅介護支援事業所の運営	地域全体の介護サービス提供体制を見据えながら、地域や関係機関と連携し、4つの事業所で居宅介護支援を行う	通年
(2)	事業所の健全運営	利用者が、自立した日常生活を営むことができるよう、自己決定を尊重した居宅介護支援計画を作成する	通年
(3)	多職種連携の強化	社協内での地域・生活支援担当者を含めた情報交換の場を定期的に持ち、連携に努める	通年
		保健・医療等の専門職およびサービス事業所や、新たな地域支援事業等各関係機関との連携を強める	通年
(4)	ケアマネジメントの充実	新規プラン作成時や認定更新時のケアプランを事業所内で共有し、アセスメント力の向上を図る	通年
(5)	専門職としての知識や技術の向上	ケアマネジャーごとに作成する研修計画に沿って外部研修等に参加する	通年

## 2)訪問介護事業・ヘルパーステーションみなみ・きた

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	訪問介護事業所の運営	「宍粟市社協ヘルパーステーションみなみ・きた」を運営する	通年
(2)	事業所の健全運営	利用者が、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護計画に基づく生活全般にわたる援助を行う	通年
		毎月の利用者数の増減を把握し、毎月の利用者件数は「みなみ」75件、「きた」60件をめざす	通年
(3)	利用者負担軽減措置事業の実施	低所得者に対する利用者負担を軽減する	通年
(4)	介護福祉士・喀痰吸引・ストーマケア等の資格の取得奨励	介護職員の資格取得のため、研修等への参加支援を行う	通年
(5)	スーパーバイザーとしてのサービス提供責任者のスキルアップ	サービス提供責任者研修(人財育成、介護技術指導者等研修)へ参加する	通年

(6)	専門職としての知識や技術の向上	内部研修を計画的に実施し、外部研修は研修計画に沿って計画的に参加する	通年
(7)	若年者在宅ターミナルケア支援事業及び養育支援訪問事業の実施	市の委託による居宅介護等の事業を実施し、対象世帯への支援を行う	通年
(8)	チームワークを強め、働きやすい職場づくり	毎月、ヘルパー会議およびケース検討会議を開催し、相談し合う習慣をつけ、明るく話しやすい職場づくりに努める	通年

若年者在宅ターミナルケア支援事業および養育支援訪問事業は介護保険事業ではないが、訪問介護員が対象家庭を訪問する事業であるので、あえて「訪問介護事業」の場所に記載している。

### 3)通所介護事業・やすらぎ介護センター

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	通所介護事業所「やすらぎ介護センター」の運営	通所介護計画に基づくサービス提供を行い、家族支援を含めた重度者ケア、認知症ケアの充実を図る	通年
(2)	地域や家庭に密着した通所介護の運営	社協の通所介護事業所として、地域の助け合いや社協地域福祉担当者と連携をとり、利用者を支え合う取り組みを進める	通年
(3)	やすらぎ介護センターだより『ひだまり』の毎月発行	やすらぎ介護センターだよりの『ひだまり』を毎月発行し、事業所と利用者、利用者家族、居宅介護支援事業所等への情報提供を行う	通年
(4)	職員の資質の向上	求められる職員像をめざし、職員研修計画を作成し、計画的な研修体制を確立する	通年
(5)	チームワークを強め、働きやすい職場づくり	毎月定例の会議と毎日のミーティングを充実させ、「報告・連絡・相談」を習慣づけ、明るく話しやすい職場づくりに努める	通年

### 4)訪問入浴介護事業・しそう訪問入浴

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	訪問入浴介護事業所の運営	しそう入浴サービスの必要性を地域や事業所に呼びかけ、理解を深めることで利用者拡大につなげる	通年
(2)	介護福祉士資格の取得奨励	介護職員の介護福祉士資格取得奨励の支援を行う	通年
(3)	専門職としての知識や技術の向上	職員研修を計画的に実施し、職員の質の向上に努める。専門職としてのスキルアップに努める	通年
(4)	スタッフ会議の定例開催	毎月、入浴スタッフ会議およびケース検討会議を開催し、サービスの質の向上を目指す	毎月

## 5. 障害福祉事業

### 1) 居宅介護事業（重度訪問介護事業）・ヘルパーステーションみなみ・きた

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	居宅介護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業の運営	居宅介護事業所「宍粟市社協ヘルパーステーションみなみ・きた」を運営する	通年
(2)	専門職としての知識や技術の向上	同行援護従業者養成研修を受講し、資格を取得する	通年

### 2) 相談支援事業・相談支援センターゆめぷらん

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	相談支援事業所の運営	利用者が、自立した日常生活を営むことができるよう、自己決定を尊重した居宅介護支援計画を作成する	通年
(2)	事業所の安定経営	新規利用者を増やす取り組みに務め、毎月の相談支援給付数30件を目指す	通年
(3)	専門職としての知識や技術の向上	研修や連絡会に積極的に参加し、相談支援の知識や技術の向上につとめる	通年
(4)	他職種との連携強化	社協内外を問わず連携を確実なものにするため、相談支援専門員が関係機関へ積極的に働きかける	通年

## 6. 公益事業

### 1) 送迎サービス事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	福祉有償運送事業の実施	車いす利用者等、身体的理由により公共交通機関の利用が困難な方を対象に在宅での生活を支援するため、医療機関等への送迎サービスを実施する	通年

### 2) 葬祭用具貸出事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	葬祭用具貸出事業の実施	生活改善と近隣のたすけあい推進を目的にした葬祭用具の貸出しを行う。また、家族葬など小規模葬儀への貸し出しを行う	通年

### 3) 介護員初任者研修事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	介護職員初任者研修事業の実施	介護人材の養成と確保のため、介護職員初任者研修を実施する	9月～3月